三重 Go To Eat キャンペーン
加盟店募集要項

食事券使用可能期間

令和２年10月20日（火）～ 令和３年2月21日（日）

加盟店募集期間

第１期：令和２年9月15日（火）～ 令和2年10月４日（日）
第２期：令和２年10月５日（月）～ 令和2年11月30日（月）

第１期に申請した加盟店は取扱マニュアル、換金伝票、プレミアム付食事券加盟店ステッカーなどが、**10/15（木）頃に到着し、10月20日（火）から食事券取扱が可能です。**
第２期に申請した加盟店は取扱マニュアル、換金伝票、プレミアム付食事券加盟店ステッカーなどが、**プレミアム付食事券利用開始後の発送のため、10月20日（火）以降、取扱マニュアル等が届き次第、食事券取扱可能となります。**

加盟店登録方法

加盟店登録は下記URLより申請してください。
三重 Go To Eatキャンペーンホームページ
https://gotoeat-mie.com/

＜目次＞

- 事業概要　・・・・P.2
- 加盟店の参加条件　・・・・P.3～5
- 加盟店登録方法　・・・・P.6～8
- 加盟店登録の抹消・その他　・・・・P.9
- 加盟店配布物一覧　・・・・P.10
- 加盟店運営にあたってのお願い事項　・・・・P.11
- 食事券取扱について　・・・・P.12～13
- 精算について　・・・・P.14～16
- 食事券の換金方法　・・・・P.17～18
- お問合わせ先　・・・・P.19

＜事業概要＞

名称	Go To Eat キャンペーン事業に係る事業のうち食事券発行委託事業
発行者	農林水産省
発行総額	最大１００億円（プレミアム率25%）
発行セット数	最大１００万セット（１セット10,000円、額面1,000円×10枚綴り）
販売価格	１セット8,000円で販売
使用期間	令和２年10月20日（火）から令和３年２年２１日（日）まで
申し込み方法	①往復はがき受付（抽選）②WEB受付（先着）
申込期間	往復はがき：令和２年９月２５日（金）から令和２年１０月６日（火）消印有効まで ＷＥＢ受付（事前）　：令和２年１０月１２日（月）から令和２年１０月１７日（土）まで ＷＥＢ受付（第1期）：令和２年１０月２０日（火）から令和２年１２月６日（日）まで ＷＥＢ受付（第2期）：令和２年１２月７日（月）から令和３年１月３１日（日）まで ※ 各期間の予定セット数の上限に達し次第申込終了になります。
購入限度額	食事券販売の上限は、１人１回当たり販売価格１６,000 円分まで
加盟店	食事券の使用場所として登録された県内の店舗等（目標2,000店舗）

＜事業フレーム＞

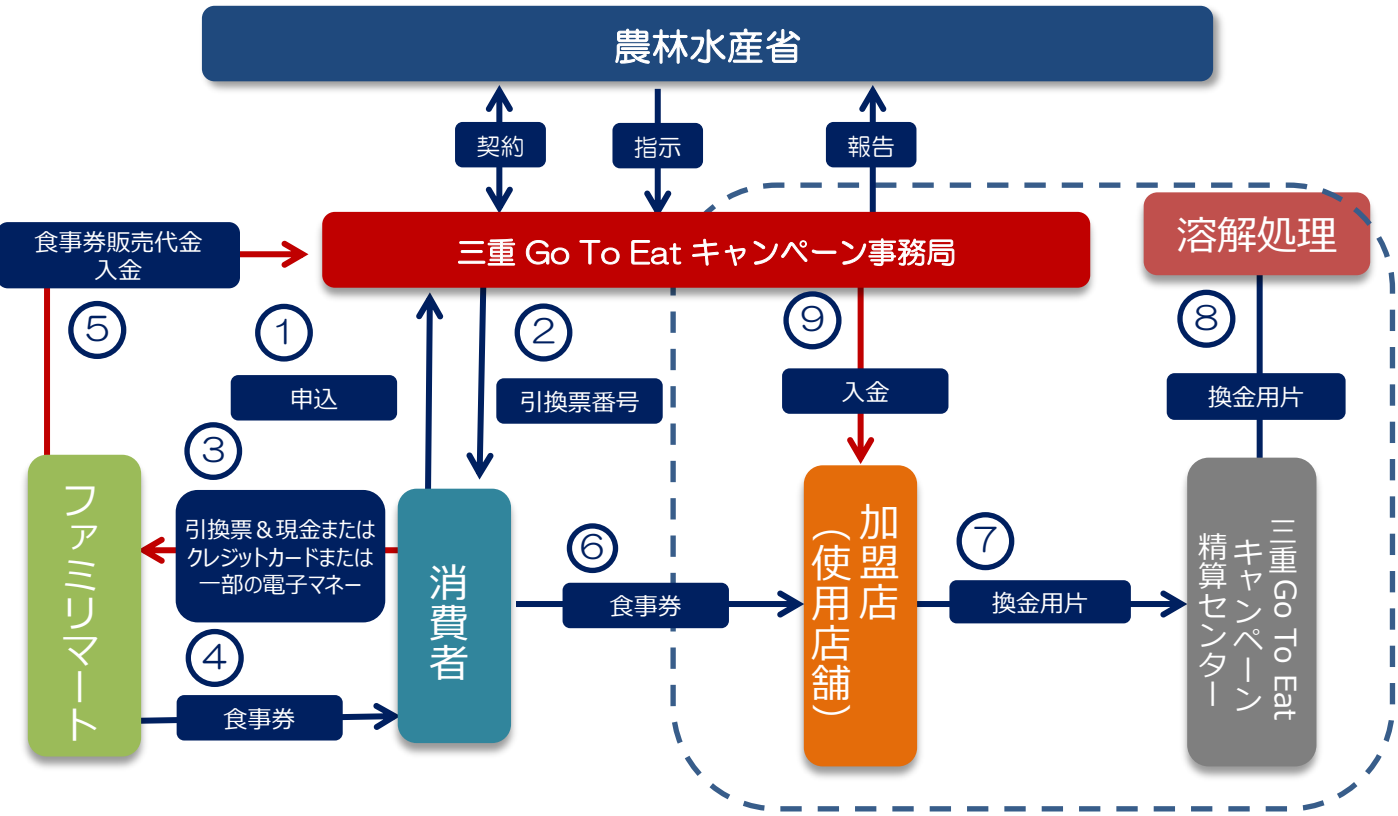

＜加盟店の参加条件＞

加盟店参加条件　　以下、Go To Eat キャンペーン　参加飲食店同意書より

【営業形態】
□　日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第１項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。
　※第52条の詳細はP5ご参照ください。

□　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第４項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていなこと。

　※第2条第4項の詳細はP5ご参照ください。

【行政への協力】
□　Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第９項に基づく協力の要請があった場合には、それに従こと。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと。
□　Go To Eatキャンペーン期間中に、従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告すること。
□　農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
□　登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合はその旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意すること。

【ガイドラインに基づく取組等】
□　「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和２年５月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施すること。
□　当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
･店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
･店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
･他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
･一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

＜加盟店の参加条件＞

加盟店参加条件

以下、Go To Eat キャンペーン　参加飲食店同意書より

□　カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させないこと。
□　利用者に対して、以下の事項を周知すること。
･発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
･できる限り混雑する時間帯を避けること。
･大人数での会食や飲み会を避けること。
･デリバリーやテイクアウトを活用すること。
･店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
･食事の前に手洗い・消毒をすること。
･咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
･食事中以外はマスクを着用すること。
･新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。
※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、三重県独自の「感染防止チェックシート」や感染拡大防止システム「安心みえるLine」の活用が推奨されます。

新型コロナウイルス対策不実施店舗への扱いについて

店頭ツールとして、コロナ接触確認アプリ告知シール及びチラシ、外食時のお願いポスター、感染防止対策チェックリストの4種を掲示してください。
（店頭ツールはこちらで準備しますので、加盟店でのご準備は不要です。）

不定期で加盟店抜き打ちチェックを実施。
新型コロナウイルス対策の基準を満たしていない場合は、登録解除の可能性があります。

審査の流れ

加盟店登録サイトの三重Go To Eat キャンペーン加盟店誓約書、個人情報の取り扱いについてへの同意をもって審査とします。

審査結果の告知方法

加盟店には1週間～10日以内に、メールまたはFAXにて結果報告いたします。

＜加盟店の参加条件＞

食品衛生法第 52 条第１項の許可を得ている飲食店とは

〔営業の許可〕

第52条

1　前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

二　第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

第２条第４項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除くとは

第二条　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一　キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

三　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

＜加盟店登録方法＞

加盟店登録方法

三重 Go To Eatキャンペーン　ホームページ（https://gotoeat-mie.com/）より登録してください。

ホームページより加盟店登録ができない場合

三重 Go To Eat キャンペーン事務局コールセンターまでご連絡ください。
※ 三重Go To Eatキャンペーン コールセンター
　TEL：050 －3538－4371

登録の際に、保健所から交付される営業許可番号、振込先情報（金融機関の情報）が必要となります。
お手元にご準備の上、登録をおこなってください。

①

加盟店登録ボタン

食事券のweb申し込みは10月中旬以降を予定しております

お知らせ

2020/09/00	三重Go To Eat キャンペーンサイトオープン
2020/09/00	三重Go To Eat キャンペーンサイトオープン

＜加盟店登録方法＞

オンライン申請加盟店向けサイトにて同意書内容をご確認ください。
加盟店誓約書、個人情報の取り扱いについて同意すると、申請に進むことができます。

② 加盟店登録ページに移動

登録手順

③ ページ最下部の「加盟店登録する」より登録を進めてください。

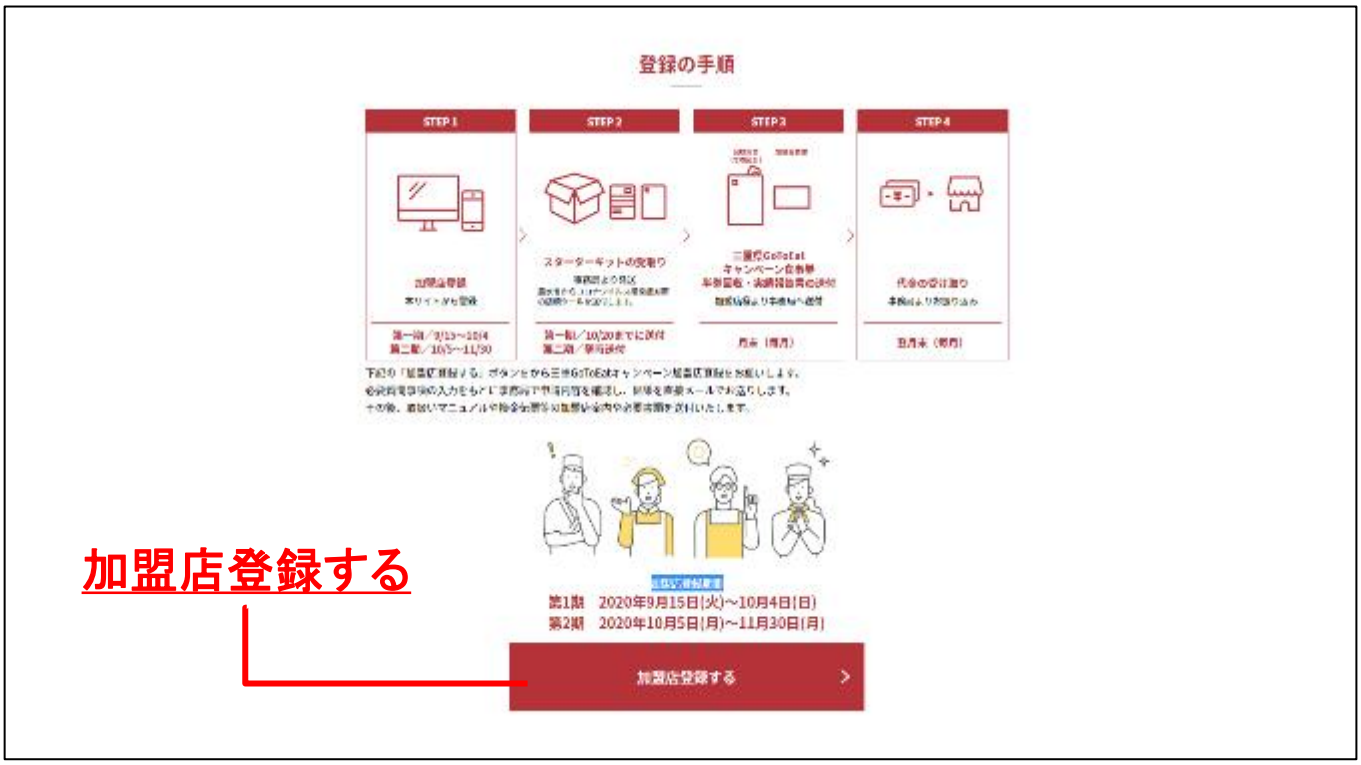

加盟店登録する

＜加盟店登録方法＞

オンライン申請加盟店向けサイトにて同意書内容をご確認ください。
加盟店誓約書、個人情報の取り扱いについて同意すると、申請に進むことができます。

④

Go To Eatキャンペーンみえ加盟店申請：前提条件確認

必要事項をご入力の上、「申請へ進む」ボタンを押してください。

1　GoToEatキャンペーンみえ加盟店誓約書

GoToEatキャンペーンみえ加盟店登録にあたり、以下の事項について誓約します。

1. 参加資格について

(1) 日本標準産業分類「76飲食店」に分類されている飲食店です。
(参照：https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html)
(2) 食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、その場で飲食させる事業所です。
(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店ではありません。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組みます。
(参照：http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/F5guideline44_20514_630.pdf)

⑤

2　個人情報の取り扱いについて

GoToEatキャンペーンみえ事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のようにお取扱し、保護に努めております。

1. 事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得する個人情報と利用目的について 事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。
(1) 加盟店から取得した個人情報の利用目的
・GoToEatキャンペーンみえにおける加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため
・GoToEatキャンペーンみえにおけるインターネットによる加盟店登録業務のため
・GoToEatキャンペーンみえにおける登録加盟店への情報提供と情報管理のため
・GoToEatキャンペーンみえにおける必要物資の配送作業のため
・GoToEatキャンペーンみえにおける食事券の管理、精算、それに付随する業務のため
・GoToEatキャンペーンみえに関する情報の集計、分析、調査等のため

同意 ＊　☐ 私は上記内容を宣言の上、Go To Eatキャンペーンみえ加盟店申請を行います。

申請へ進む

申請にあたり「事業者情報の登録」「店舗情報の登録」が必要です。

⑥

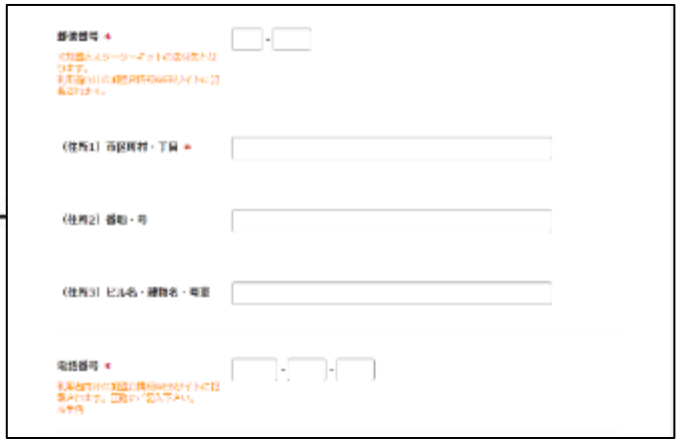

⑦

※加盟店登録画面のイメージになります。
今後、変更となる可能性がございます。

＜加盟店登録の抹消・その他＞

●加盟店登録の取消　　以下、Go To Eat キャンペーン　参加飲食店同意書より

【参加登録の取消】

□　ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は三重Go To Eatキャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、三重Go To Eatキャンペーン事務局により参加登録が取り消される場合があります。

＜説明会について＞

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明会は行いません。三重 Go To Eatキャンペーンホームページにて、事業概要を詳しく説明する動画を配信する予定をしております。（10月上旬掲載予定です。）

三重GoToEatキャンペーン ホームページ
URL：https://gotoeat-mie.com/

＜加盟店配布物一覧＞

加盟店登録の承認を受けた店舗へはスターターキットを送付いたします。
また、店頭ツールとして、コロナ接触確認アプリ告知シール及びチラシ、外食時のお願いポスター、感染防止対策チェックリストの4種も送付いたしますので、消費者に分かるよう掲示してください。

①加盟店向けスターターキット、②加盟店向け店頭ツールは分けて郵送します。

①加盟店向けスターターキット内容

三重GoToEatキャンペーン事務局より発送いたします。

- ●挨拶状（取扱説明書）
- ●食事券（見本）
- ●加盟店マニュアル
- ●Q＆A
- ●プレミアム付食事券加盟店証（ステッカー）
- ●ポスター
- ●換金用返信封筒
- ●換金用伝票

食事券（見本）

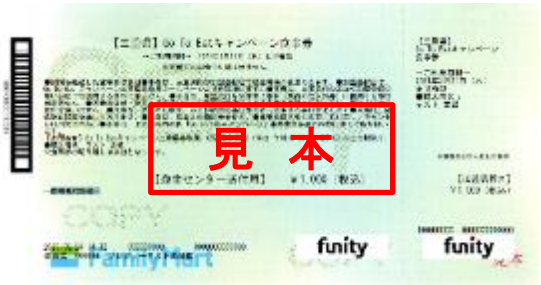

加盟店マニュアル

換金用伝票

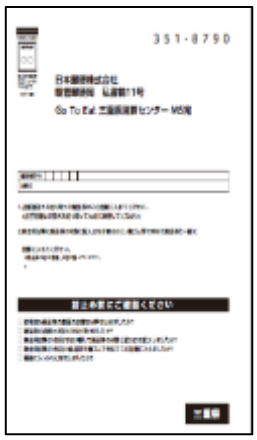

Q＆A

②加盟店向け店頭ツール

農林水産省より発送いたします。

- ●コロナ接触確認アプリ告知シール（メニュー貼り付け用）
- ●コロナ接触確認アプリ告知チラシ（メニュー挟み込み用）
- ●外食時のお願いポスター
- ●感染防止対策チェックリストポスター

コロナ接触確認アプリ告知シール（メニュー貼り付け用）

コロナ接触確認アプリ告知チラシ（メニュー挟み込み用）

外食時のお願いポスター

感染防止対策チェックリストポスター

＜加盟店運営にあたってのお願い事項＞

1. 販売ツール（ステッカー・ポスター）掲示のお願い。

＜ステッカー見本＞

ステッカーは原則、一加盟店につき１枚ご用意しておりますが、加盟店の規模などにより、２枚以上必要な場合は、コールセンターまでご連絡ください。

＜ポスター見本＞

加盟店であることが明確になるよう、販売ツール（ステッカー・ポスター）を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

2. 加盟店独自の使用ルールがある場合の対応。

原則、不可とします。また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券利用上限額などを定める場合も同様に、予め消費者が認識できるようにしてください。（レジ、ポスター、POP、チラシなど）

3. 食事券使用に関するトラブルについて。

食事券使用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各加盟店にてご対応をお願い致します。
※お困りの場合は、三重 Go To Eat キャンペーンコールセンターにご相談ください。

4. 食事券のデザイン等の使用。

食事券画像のデータが必要な場合は、コールセンターまでご連絡ください。

＜食事券取扱について＞

お客様（消費者）への対応

①お会計（支払い額の提示）

↓

②お客様（消費者）が食事券使用の意思表示

- テイクアウトを除く商品購入、サービス提供への使用は、お断りください。
- 釣り銭は出せないことをお伝えください。

↓

③偽造されたものでないかご確認ください。

お客様が使用される食事券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。
なお、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、その旨をコールセンターにもご報告ください。
確認用として配布する見本券は、食事券を取り扱うすべての方に周知ください。

↓

④お客様（消費者）より食事券をお受け取りください。

三重GoToEatキャンペーン プレミアム付食事券以外の食事券は受け取らないで下さい（換金できません）。
不足分は、現金等で受領してください。食事券を受け取った時は、再流出を防止するため、券表面の店舗名記載欄と半券（加盟店控え）の余白の２カ所に加盟店受領印を押印し、食事券の半券（加盟店舗控え）を切り取ってください。既に受領印があるものや半券が切り取られているものは、使用済みのものであり、使用できない旨をお伝えください。

＜食事券取扱いについて＞

受け取った食事券の処理

券表面の店舗名記載欄と半券（加盟店控え）の余白の2カ所に
加盟店受領印を押印し、半券を切り離してください。

表面

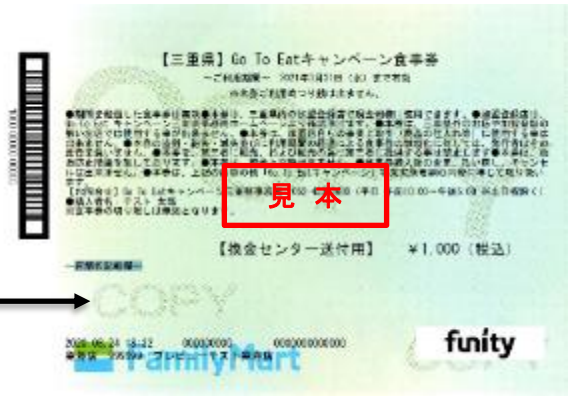

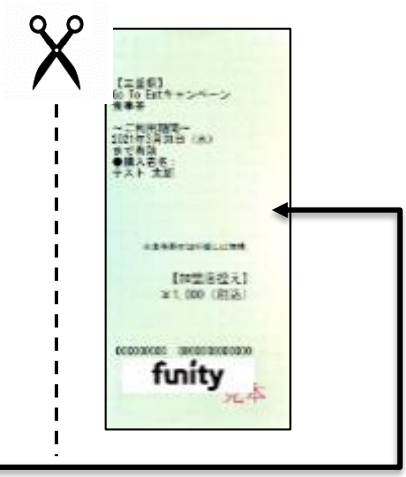

加盟店受領印を押印してください。

◎使用済み食事券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、**食事券の半券（加盟店舗控え）を必ず切り取り、入金確認が完了するまで大切に保管してください。**

※この控えがない場合は、入金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、食事券の半券（加盟店舗控え）がある場合でも、指定口座への入金後、２週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。

※また、登録された加盟店名と食事券表面に押印された加盟店名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

◎使用期間中における食事の提供（テイクアウトを含む）の取引に使用された食事券のみ換金可能です。

◎食事券の交換及び売買は行わないでください。

◎万が一「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された換金用片の枚数」に差異が生じた場合は、**「送付された換金用片の枚数」を正とし精算を致します。**
指定口座への入金後、２週間以内にコールセンター宛に異議申し立てを行ってください。

＜精算について＞

管理・回収・精算フローについて

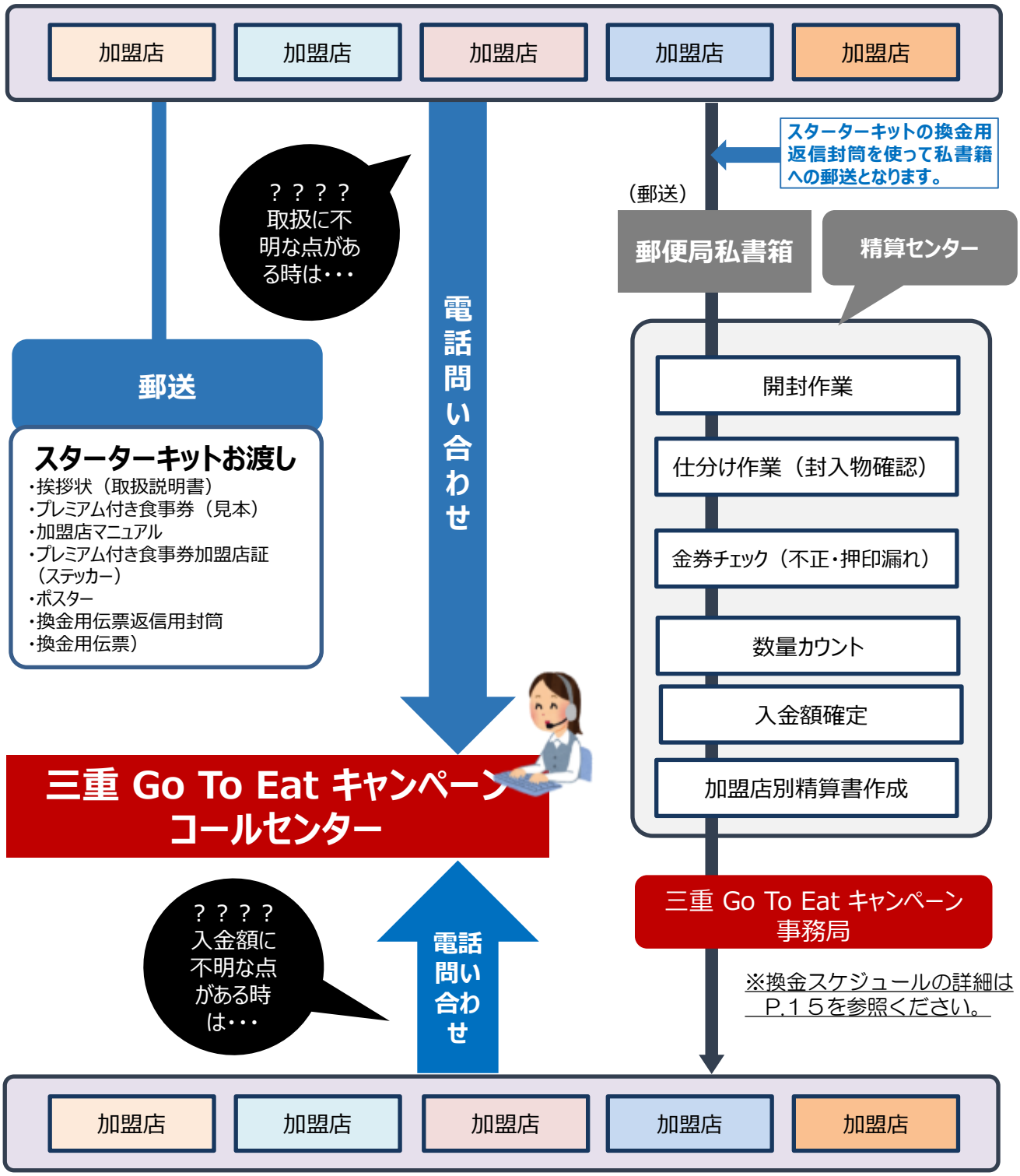

＜精算について＞

換金スケジュールについて

加盟店から私書箱へ
郵送
※私書箱到着日

↓

精算センターにて
食事券集計
～エラーチェック

↓

加盟店への入金完了

日程①	日程②	日程③	日程④	日程⑤	日程⑥
2020年 10/20 （火） ～ **10/31** **（土）** までに到着 ⇓	11/1 （日） ～ **11/30** **（月）** までに到着 ⇓	12/1 （火） ～ **12/7** **（月）** までに到着 ⇓	12/8 （火） ～ **12/31** **（木）** までに到着 ⇓	2021年 1/1（金） ～ **1/31** **（日）** までに到着 ⇓	2/1（月） ～ **2/28** **（日）** までに到着 ⇓
2020年 11/1 （日） ～ 11/23 （月） ⇓	12/1 （火） ～ 12/20 （日） ⇓	12/8 （火） ～ 12/27 （日） ⇓	2021年 1/1 （金） ～ 1/24 （日） ⇓	2/1（月） ～ 2/21 （日） ⇓	3/1 （月） ～ 3/21 （日） ⇓
2020年 **11/24** **（火）**	**12/21** **（月）**	**12/28** **（月）**	**2021年** **1/25** **（月）**	**2/22** **（月）**	**3/22** **（月）**

必着!!

換金の最終期限です。

換金忘れのないようくれぐれもご注意ください！

※使用が集中した場合は、加盟店への精算が1サイクル遅れることがございます。

入金口座
加盟店（使用店舗）登録申請時に登録された口座に入金

1回当たりの入金額の計算方法
入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付をし、半券等にて相互確認。

※換金用片は、日数に十分余裕を持って郵送してください。

＜精算について＞

食事券発送受付期間

換金用片の換金請求期間は、下記の私書箱到着日（必着）までとします。

令和２年１０月２０日（火）～令和3年2月28日（日）
※郵送に時間がかかることもございますので、十分に余裕を持って発送をお願いします。

●加盟店（使用店舗）は、換金用返信封筒に換金用片と換金用伝票を封入し、三重 Go To Eat キャンペーン精算センター（以下「精算センター」という。）の私書箱へ郵送にて発送してください。（郵送代は受取人払いです。）
●この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に私書箱に到着（必着）するよう発送してください。

入金処理期間及び入金日

・換金請求日に応じて振込設定日に指定口座へ入金いたします。（前頁　表参照）
※発送の回数は食事券の受取枚数に応じて各自で適宜お決めください（原則月１回）。
最後の一回にまとめて発送し、換金することもできます。

入金口座

●各加盟店（使用店舗）の登録申請時に登録された口座に入金いたします。

1口座1回あたりの入金額の計算方法

額面総額（振込手数料は事務局にて負担いたします）

「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された換金用片の枚数」に差異が生じた場合は、「送付された換金用片の枚数」を正とし精算を致します。指定口座への入金後、２週間以内にコールセンター宛に異議申し立てを行ってください。

入金額を各加盟店でご確認ください。
なお、意義の申し立ては入金日から２週間以内に限って受付をいたします。
また、その際は半券（加盟店控え）による照合が必要となる為、
入金確認を完了するまで大切に保管してください。

＜食事券の換金方法＞

セットした換金用片と換金用伝票を換金用返信封筒に入れて封緘してください。

換金手順

①　券表面の店舗名記載欄と半券（加盟店控え）の余白の2カ所に加盟店受領印を押印し、半券（加盟店控え）を切り取ってください。

換金用片

換金に必要です。
お客様（消取費者）に返却してしまわないようご注意ください。
半券（加盟店舗控え）では換金できません。

半券（加盟店控え）

入金金額に異議がある場合に必要です。
控券（加盟店控え）がなければ
異議申し立てができません

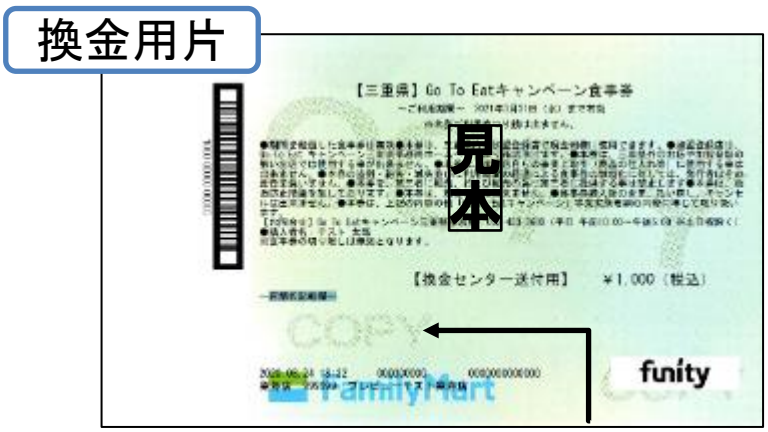

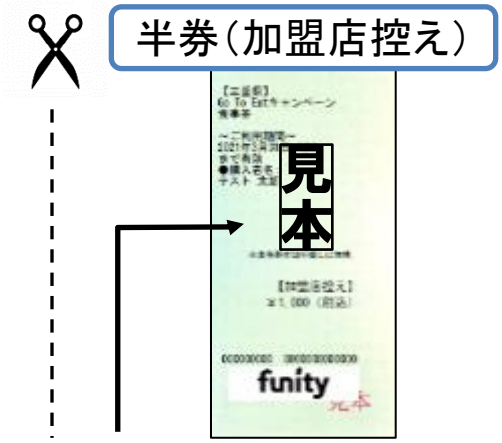

加盟店受領印を押印してください。

②　換金用伝票の必要事項（７箇所）を記入してください。

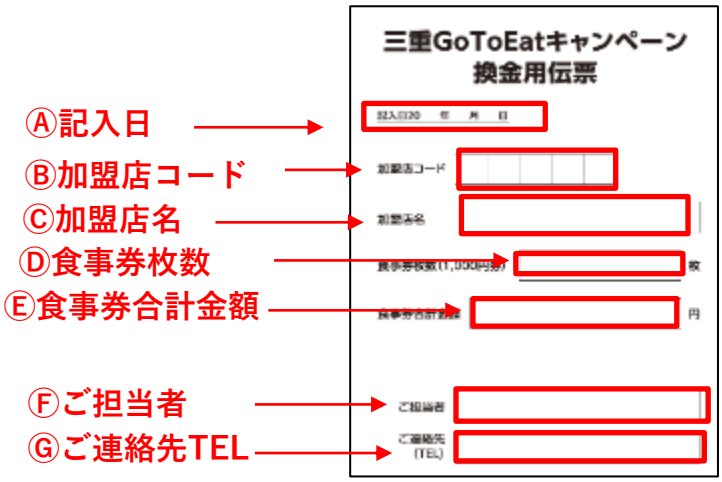

※上記Ⓐ～Ⓖをご記入ください。

③　①で加盟店受領印を確認した換金用片を輪ゴムやクリップ等で束ねてください。輪ゴムはきつくまかないでください。

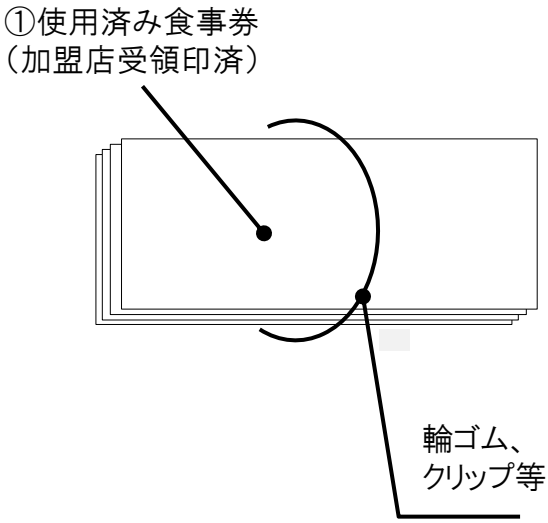

＜食事券の換金方法＞

④　換金用返信封筒に、③の換金用片と換金用伝票を入れて発送してください。（郵便代は受取人払いです）

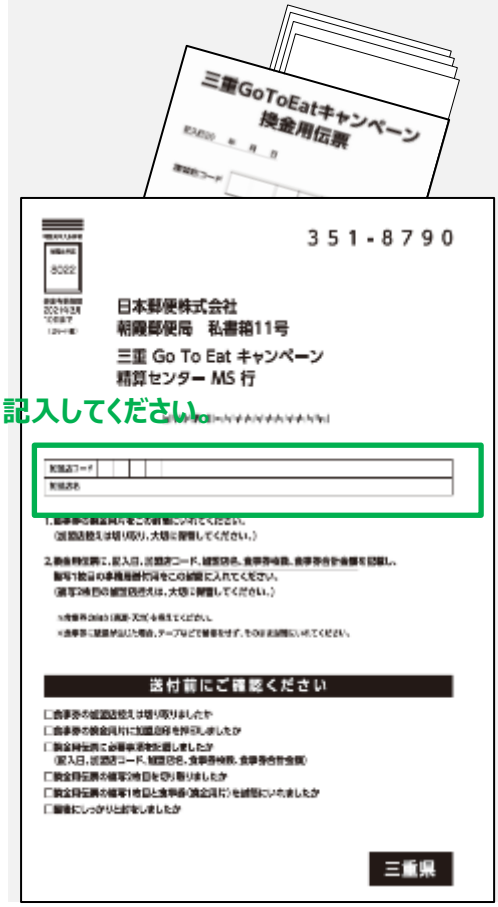

郵送先
〒351－8790
日本郵便株式会社
朝霞郵便局　私書箱11号
三重 Go To Eat キャンペーン精算センター　MS　行

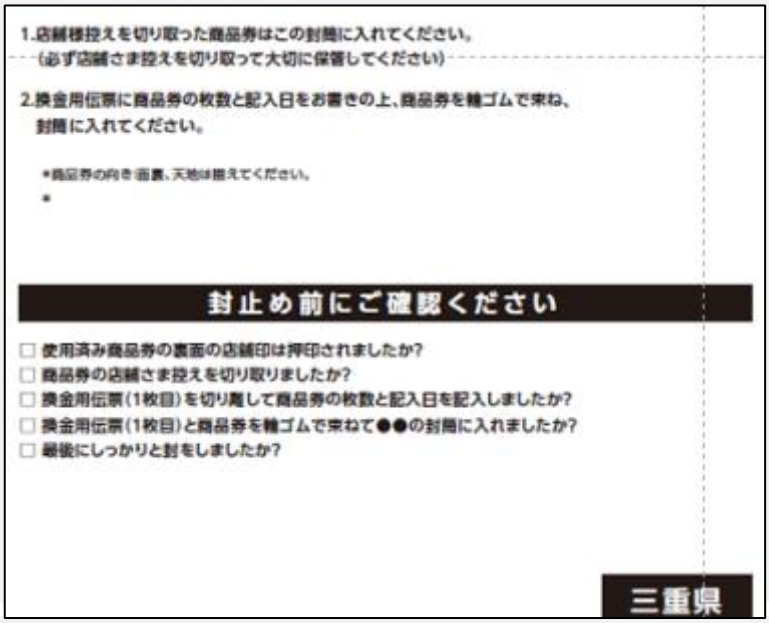

- **換金用片と換金用伝票の入った換金用返信封筒は、郵便ポストへ入れるか、郵便局へ持参して投函してください。**
- **万一、封筒に換金用片が入りきらない場合は、コールセンターまでお申し出ください。**

【換金用返信封筒への封入時のご注意事項】

☑換金用片の表面に加盟店受領印を押印し、半券（加盟店控え）を切り取ってください。
☑換金用伝票に食事券の合計枚数を正確に記入してください。
☑換金用伝票に食事券の合計金額を記入してください。
☑換金用返信封筒に、**加盟店コード**（登録完了後のサンキューメールに記載されている５桁の番号）、加盟店名を記入してください。
☑専用の換金用返信封筒に入れてください。
☑見本券を誤って封入されないようご注意ください。
☑三重 Go To Eat キャンペーン以外の食事券を誤って封入されないようご注意ください。

お問い合わせ先

三重 Go To Eat キャンペーン　コールセンター

（食事券の使用や取り扱いに係る問い合わせ）

TEL：０５０ －３５３８－４３７１

受付期間：令和２年9月１４日（月）～令和３年３月31日（水）
※年末年始（令和２年12月３０日～令和３年１月3日）を除く。
受付時間：１０時～１８時　土・日・祝日を除く

https://gotoeat-mie.com/